

問X-3-⑤（実施事業資産の減損、評価損益）

実施事業資産として保有する有価証券や不動産の時価が著しく下落した場合の減損、評価損益については、公益目的支出計画上、どのように取り扱われるのでしょうか。

答

1 公益目的支出計画を実施する法人（移行法人）において、移行後に実施事業資産として保有する「満期保有目的の債券（注2）」、「子会社株式及び関連会社株式（注3）」、「その他有価証券（注4）」のうち市場価格のないものや「不動産」の時価が著しく下落した場合の減損については、当該減損が発生した事業年度の経常外費用に減損損失として計上した場合には、当該事業年度の公益目的支出の額に算入されず（整備法施行規則第16条第3号）。

2 上記以外の「売買目的有価証券（注1）」又は「その他有価証券（注4）」のうち市場価格のあるものの評価損益については、当該評価損益が発生した事業年度の公益目的支出の額又は実施事業収入の額に算入せず（整備法施行規則第18条）、当該資産の売却時において売却損益を公益目的支出計画に反映することとします。

なお、売却価額と比較する原価額は、公益目的財産額の算定日に保有していた有価証券にあっては公益目的財産額の算定日における時価とし、公益目的財産額の算定日以降に取得した有価証券にあっては取得価額とします。

（注1）「売買目的有価証券」とは、時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいう。

（注2）「満期保有目的の債券」とは、満期まで所有する意思をもって保有する社債その他の債券をいう。

（注3）「子会社株式」とは、当該法人が営利企業の議決権の過半数を保有している場合の当該営利企業の株式をいう。また、「関連会社株式」とは、当該法人が営利企業の議決権の20%以上50%以下を保有している場合の当該営利企業の株式をいう。

（注4）「その他有価証券」とは、子会社株式及び関連会社株式といった明確な性格を有する株式以外の有価証券であって、売買目的又は満期保有目的といった保有目的が明確に認められない有価証券をいう。

（参照条文）

（整備法第119条第2項第1号の支出の額）

整備法施行規則第16条 移行法人の各事業年度の整備法第119条第2項第1号の支出の額（以下「公益目的支出の額」という。）は、この府令に別段の定めのあるものを除き、次に掲げる額の合計額とする。

一 当該事業年度の損益計算書に計上すべき当該移行法人が整備法第45条の認可を受けた公益目的支出計画（整備法第125条第1項の変更の認可を受けたときは、その変更後の公益目的支出計画）に記載した整備法第119条第2項第1号イ又はハに規定する事業（以下「実施事業」という。）に係る事業費の額

- 二 当該事業年度において支出をした整備法第 119 条第 2 項第 1 号ロに規定する寄附（以下「特定寄附」という。）の額（当該支出に付随して発生した費用の額を含む。）
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該事業年度の損益計算書に計上すべき実施事業に係る経常外費用の額

（整備法第 119 条第 2 項第 1 号の支出をした事業に係る収入の額）

整備法施行規則第 17 条 移行法人の各事業年度の整備法第 119 条第 2 項第 2 号の規定により公益目的支出の額から控除すべき実施事業に係る収入の額（以下「実施事業収入の額」という。）は、この府令に別段の定めのあるものを除き、次に掲げる額の合計額とする。ただし、実施事業に係る金融資産から生じた収益の額のうち行政庁が適当と認めるものについては、実施事業収入の額としないことができる。

- 一 当該事業年度の損益計算書に計上すべき実施事業に係る収益の額
 - 二 当該事業年度の損益計算書に計上すべき実施事業に係る資産（以下「実施事業資産」という。）から生じた収益の額
- 2 前項各号の収益の額の算定に当たっては、当該収益の発生に伴って受け入れる資産が金銭以外のものである場合には、当該資産の額は、受け入れた時における時価によるものとする。

（実施事業資産の評価損益）

整備法施行規則第 18 条 移行法人がその有する実施事業資産の評価換えをして、その帳簿価額を減額し、又は増額した場合には、その減額し、又は増額した部分の額は、その移行法人の各事業年度の公益目的支出の額又は実施事業収入の額に算入しない。

- 2 前項の場合において、同項に規定する実施事業資産の評価換えにより減額され、又は増額された額を公益目的支出の額又は実施事業収入の額に算入されなかった実施事業資産の帳簿価額は、その評価換えをした日の属する事業年度以後の各事業年度の公益目的支出の額又は実施事業収入の額の計算上、その減額又は増額がされなかったものとみなす。